

# 福祉車両の貸出しについて

本事業は、越谷市民の皆様から善意の気持ちとしてご協力いただいた「赤い羽根共同募金配分金」、「社協会員会費」を財源としております。

## 【事業内容】

- 市内在住で、車いす利用者およびその付添者が、病院や公共機関、レクリエーション等に参加する際に貸出します。
- 貸出は、原則として月5日までとなります。
- 利用料は無料ですが、ガソリン代は自己負担となります。ガソリンを満タンにし、車内の清掃後、ご返却ください。

【貸出し車両】※定員は車いすを含めた人数です。

軽ワゴン(1台)	スズキ エブリイ(スロープ付き:4人乗り)
----------	-----------------------



## 【予約方法及び貸出し方法】

- 1 電話又は窓口で利用希望日の空き状況を確認後、予約の受付をいたします。  
(貸出し時間は9時~17時までの間)

※予約の受付は利用希望日の1か月前(休業日の場合はその前日)からとなります。

例)令和8年9月1日(火)の予約をする場合  
⇒令和8年8月1日(土)のため、7月31日(金)から予約可能

例)令和8年9月7日(月)から9月9日(水)まで連続で利用する場合  
⇒令和8年8月7日(金)から予約可能  
※連続で利用する場合、初日の1か月前から予約受付いたします。

※社会福祉協議会(生活支援課)の事務所の休業日に使用を希望する場合は、原則、事務所の業務時間内に貸出し、返却手続きをお願いいたします。

例)土曜日に利用を希望する場合…貸出し 金曜日  
返却 月曜日

- 2 予約後、運転する方の免許証を持参の上、社会福祉協議会(生活支援課)の窓口で申請書の記入をお願いいたします。(貸出し当日でも可)  
※マイナ免許証の場合、事前にご自身で免許情報を出力したものをご持参ください。

### <問合せ>

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813

越谷市越ヶ谷4-1-1(中央市民会館2階)

電話 048(966)2251

(月~金曜日／午前8時30分~午後5時15分)

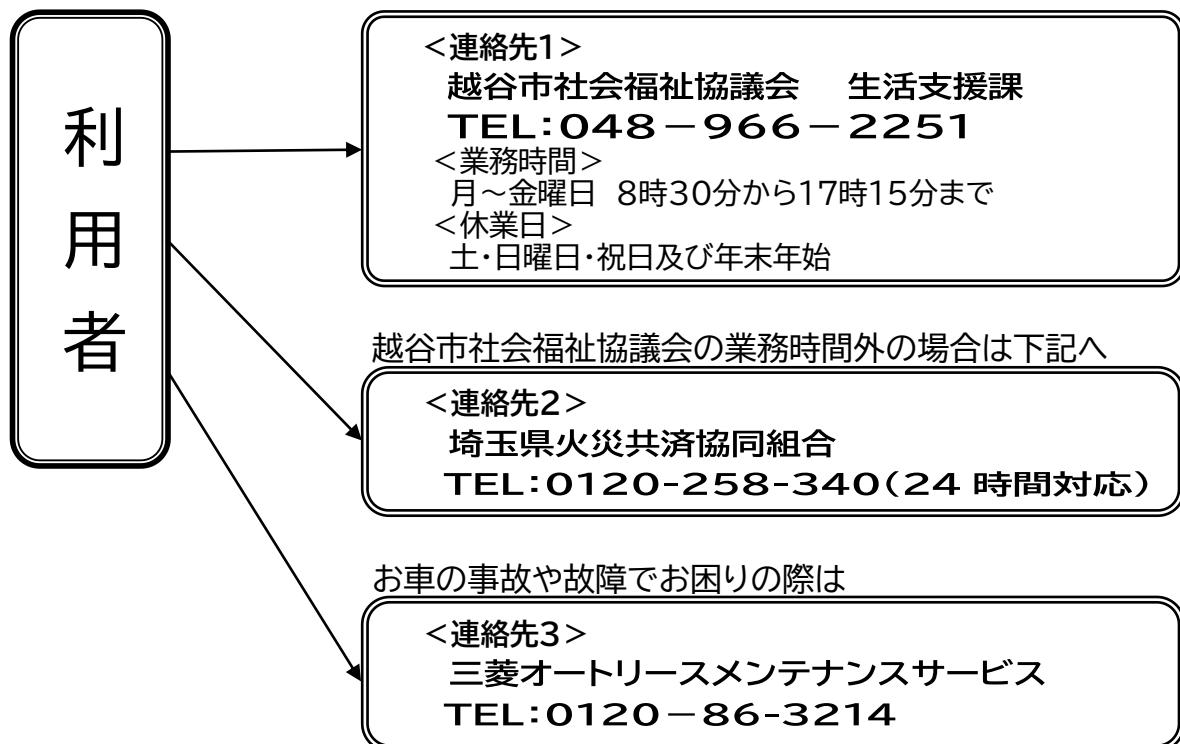
\*土日祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

裏面あり

## 【事故・故障時の対応】

### 1 事故報告

事故が発生した時は速やかにその状況を越谷市社会福祉協議会へ報告してください。  
社会福祉協議会の業務時間外の連絡先は下記のとおり、お願いいいたします。



### 2 賠償責任

借受者(使用者及び運転者)の明らかな過失による故障等又は交通事故が発生したときは、  
借受者の負担により、損害の賠償をしていただく場合があります。

## ～ 利用にあたっての留意事項 ～

### ガソリンについて

返却の際は、ガソリンを満タンにしてください。給油は、なるべく事務所に近いガソリンスタンド  
でお願いします。※返却時にガソリン代の領収書をご持参ください。

### 禁 煙

福祉車両は禁煙です。車内での喫煙は、ご遠慮ください。

### 利用が連日になる場合

車両の保管場所をご確認ください。路上駐車は、ご遠慮ください。

### 運行日誌の記入

利用後は福祉車両使用報告書及び鍵の袋の中に入っている運行日報のご記入をお願いします。

### 初心者マークと高齢者マークについて

運転免許取得後1年以内の方が運転される場合は、必ず初心者マークをご持参の上、車両の前  
と後ろの2ヵ所に貼り付けてください。70歳以上の運転者に関しては、高齢者マークの表示に  
努力義務がございます。

- 修理が必要な事故が発生した場合には、修理期間中、当該車両の貸出しは全て中止とさせていただきます。※予約分もキャンセルとなります。
- 社会福祉協議会(生活支援課)事務所までは、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- 運転者は、常に交通法令等を遵守するとともに、交通事故の防止にお努めください。
- 申請目的外の利用及び転貸を行うことは、禁止します。